

令和4年12月
大竹市議会定例会（第6回）議事日程

令和4年12月15日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 | |
|-----|--------|--|----------------|--------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 | 認 第 5号 | 令和3年度大竹市一般会計決算 | 決算特別 | |
| 第 3 | 認 第 6号 | 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 4 | 認 第 7号 | 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 5 | 認 第 8号 | 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 6 | 認 第 9号 | 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 7 | 認 第10号 | 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 8 | 認 第11号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算 | | (認 定) |
| 第 9 | 認 第12号 | 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | | (認 定) |
| 第10 | 議案第48号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について | | (原案可決) |
| 第11 | 議案第51号 | 大竹市学校給食費条例の制定について | | (原案可決) |
| 第12 | 議案第52号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第13 | 議案第53号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第14 | 議案第54号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (原案可決) | |
| 第15 | 議案第55号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務文教 (原案可決) | |
| 第16 | 議案第58号 | 広島県市町総合事務組合規約の変更について | (原案可決) | |
| 第17 | 議案第59号 | 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について | (原案可決) | |
| 第18 | 議案第60号 | 指定金融機関の指定更新について | (原案可決) | |
| 第19 | 議案第64号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号） | (原案可決) | |
| 第20 | 議案第66号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | (原案可決) | |
| 第21 | 議案第49号 | 大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について | (原案可決) | |
| 第22 | 議案第50号 | 大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について | (原案可決) | |
| 第23 | 議案第56号 | 大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一 | (原案可決) | |

| | | |
|-----|---|-------------|
| | 部改正について | |
| 第24 | 議案第57号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第25 | 議案第61号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第26 | 議案第62号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について | 生活環境 (原案可決) |
| 第27 | 議案第63号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第28 | 議案第65号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | (原案可決) |
| 第29 | 議案第67号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号) | (原案可決) |
| 第30 | 令和4年陳情第2号 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情 | 総務文教 (不採択) |
| 第31 | 令和4年陳情第3号 小瀬川堤防(大竹市側:中市堰~栄橋)の早期改善を求める陳情 | 生活環境 (採択) |
| 第32 | 令和4年陳情第4号 公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情 | 生活環境 (不採択) |
| 第33 | 議案第68号 令和4年度大竹市一般会計補正予算(第8号) | 総務文教付託 |
| 第34 | 議員派遣について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認 第 5号から日程第 9 認 第12号(報告・討論・表決)
- 日程第10 議案第48号から日程第20 議案第66号(報告・表決)
- 日程第21 議案第49号から日程第29 議案第67号(報告・表決)
- 日程第30 令和4年陳情第2号(報告・表決)
- 日程第31 令和4年陳情第3号から日程第32 令和4年陳情第4号(報告・討論・表決)
- 日程第33 議案第68号(説明・付託)
- 追加日程第 1 議案第68号(報告・表決)
- 日程第34 議員派遣について

○出席議員(16人)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 賀屋幸治 | 2番 | 末広天佑 |
| 3番 | 藤川和弘 | 4番 | 原田孝徳 |
| 5番 | 小中真樹雄 | 6番 | 中川智之 |
| 7番 | 小田上尚典 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城 究 |

15番 細川雅子

16番 寺岡公章

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
建設部地籍調査担当部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
監査委員

入山欣郎
太田勲男
小西啓二
佐伯和規
中村一誠
三原尚美
山本茂広
小田健治
古賀正則
小田明博
柿本剛
三井佳和
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

三上健
北修治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

- 認 第 5号 令和3年度大竹市一般会計決算
- 認 第 6号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第 7号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第 8号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第 9号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認 第10号 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第11号 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第12号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、日程第9、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、山崎年一議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和4年9月21日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|------|----------------------|-------|
| 認第5号 | 令和3年度大竹市一般会計決算 | 認 定 |
| 認第6号 | 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認第7号 | 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定 |

| | | |
|-------|------------------------|-----|
| 認第8号 | 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認第9号 | 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第10号 | 令和3年度大竹市土地造成特別会計決算 | 認 定 |
| 認第11号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認第12号 | 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | 認 定 |

令和4年10月12日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

決算特別委員長 山崎 年一

〔決算特別委員長 山崎年一 登壇〕

○決算特別委員長（山崎年一） 去る9月21日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第5号令和3年度大竹市一般会計決算から、認第12号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月11日、12日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、山崎が委員長に、藤川委員が副委員長に互選された次第でございます。

身に余る大役を務めさせていただき、委員各位及び執行部職員の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて、総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、2日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

それでは、初めに、第1款議会費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「市税過誤納還付金が1,438万円余りあるが、何件発生し、例年と比べてどうなのか。また、主な原因は何か伺う」との質疑に対しまして、「全体の件数は256件で、件数では市県民税が一番多く、全体の約6割を占めており、金額では法人市民税が一番多く、全体の約7割を占めている。過去5年間の平均件数、平均金額と比べると、ほぼ例年と同様である。還付金の原因は税目によって違いがあるが、

共通している主な要因は、前年度分以前の納付書と督促状で重複して納付された場合や、現年度分に発生した還付が年度を超えて還付になった場合である」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「生活困窮者自立支援事業の支援内容について伺う。また、事業報告書にある相談件数とプラン作成件数の実績を見ると割合が低いように思うが、実施内容について伺う」との質疑に対しまして、「生活困窮者自立支援事業として、平成25年に制定された生活困窮者自立支援法に基づく事業として、平成27年度より大竹市社会福祉協議会へ、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の3事業を委託実施している。居住確保給付金については、大竹市が窓口となり直営で行っている。そのほか、任意事業ではあるが、子供の学習・生活支援事業について、翌年度以降に事業化するため、協議を進めている状況である。また、事業報告書にあるプラン作成件数については、生活困窮者の意思や現在の状況を確認した上で、支援種類や内容を計画、プランニングしていくものであり、相談者全てに対し、プラン作成を行っているものではない。一定期間のプラン終了後も何らかの支援が必要な場合が多く、関係部署やその他関係機関などと協議・連携しながら継続的に支援を行っている状況である」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「地域不法投棄対策事業について、事業の結果どれだけ不法投棄が減少しているかなど、事業効果をどのように捉えているのか伺う」との質疑に対しまして、「令和3年度の不法投棄の状況は、令和2年度と比較し増加しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の令和元年度と比較すると減少している。大型投棄物は減少傾向であるが、ポイ捨てが増加している状況であり、今後ものぼりや看板設置による啓発活動のほか、監視カメラの設置など、関係機関と協力しながら、不法投棄を防止していきたい」との答弁がございました。

次に、「災害廃棄物処理計画改定事業について、事業報告書には市の地域特性を踏まえた内容に見直したとあるが、具体的にはどのようなものか伺う」との質疑に対しまして、「今回の見直し内容は大きく2点であり、1つは大規模災害発生時には、災害廃棄物が一度に多量に発生することが想定されることから、災害廃棄物を一時的に集積するための仮置き場を検討した。もう1つは、近年全国的に大雨による災害が多発していることもあり、計画改定に当たり、広島県の地理的特性から土砂災害等の風水害への対応を盛り込んだ内容となっている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、「プレジャーボート実態調査業務のこれまでの進捗状況及び今後の動向について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年に広島県が放置艇解消のための基本方針を策定したことに基づき、本市が管理する玖波漁港及び阿多田漁港の放置艇対策のため、小型船舶用泊地を既に指定しており、順調に進めている。しかし、県内の港湾及び漁港の一部では、各関係者との協議が難航しており、小型船舶用泊地の指定ができていない港湾、漁港もあることから、広島県が管理する港湾、漁港において使用料の徴収開始年度を当初、令和5年度としていたが令和7年度に延期されたため、

本市も同様に延期したいと考えている。なお、作成した玖波漁港、阿多田漁港に係る小型船舶用泊地及び禁止区域図をホームページに掲載している。また、阿多田漁港には現在、プレジャーボートは係留されていないが、今後の対策については、漁業関係者と協議しながら進めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「消費生活相談事業の相談件数が減少傾向にあるのは、事業の成果であるか何う」との質疑に対しまして、「架空請求や訪問販売、電話勧誘についてはさまざまな場所で啓発され、見聞きする機会が多くなってきていることから、相談件数も減少してきているのではないかと思われるが、これをもって成果があると判断することは困難かと考えている。何らかの問題が発生した折、市民が、相談できる場所があるという安心感を持ってもらえることも事業の効果であると考えており、今後も啓発活動を継続していきたい。また、疑問、不安がある場合は、一人で悩まず消費生活相談窓口に相談していただきたい」との答弁がございました。

次に、「中小企業経営安定支援事業について、コロナ禍において実施した事業の今後の方針を伺う」との質疑に対しまして、「コロナ禍での支援事業は、国の地方創生臨時交付金等の補助金により実施しているため、クーポン券発行事業や飲食店への支援については、基本的に財源がなければ継続することはない。大竹商工会議所と連携して始めた相談員派遣事業は、市の単独予算で事業を継続している。また、中小企業人材育成事業や、今年度から始めた地域経済活性化事業補助金等は今後も継続する予定である」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「市営平家住宅の解体について、令和3年度は実績がないが、今年度の実績について伺う。また、土地の活用について伺う」との質疑に対しまして、「令和3年の平家住宅解体工事については、入札を2回実施したが不調になり解体実績はない。今年度の解体の状況は、3,000万円ほど予算に計上し、油見団地を11戸解体している。また、下半期に黒川団地を14戸、三ツ石団地を2戸解体の予定である。また、平家住宅解体後の土地利用について、平家が点在しているところもまだ結構残っている。団地の平家が全部なくなったら、新たな市営住宅や公共施設、そういった利活用の計画がない土地については、解体完了した団地ごとに公募等により売却を進めて、定住促進につながるよう利活用していく方針である」との答弁がございました。

次に、「大規模盛土造成地調査業務について、調査場所及び調査方法を伺う」との質疑に対しまして、「大規模盛土造成地とは、宅地を造成する目的で谷を埋める盛土の面積が3,000平方メートル以上の盛土造成地、また、盛土を行う前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上の盛土造成地が対象である。広島県が一次スクリーニングを行い、17カ所を対象として挙げている。この中でさらに優先度の高い11カ所のうち、本格的なボーリング調査や深いところの地質や水位、また、擁壁等の劣化調査等を行う二次スクリーニングをどこから行うべきかの調査業務を昨年度実施した。優先して調査を行う箇所として、御園地区、三ツ石地区の2カ所を選定している。残りの9カ所については、現在、経過観察としている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「整備してほしい資機材について、消防団からの要望の集約の方法と現状について伺う」との質疑に対しまして、「要望書を年に1回、分団長経由で団員に伝えており、その要望書が消防本部に回ってきたら、どういった資機材が今必要なのか、団本部の皆さんと協議しながら、整備計画に反映させている」との答弁がございました。

次に、「常備消防費の備品購入費の使途について伺う」との質疑に対しまして、「署の活動系携帯無線機を10式、通信指令室で使用する平机・椅子一式、水難救助用人形1体を購入している」との答弁がございました。

次に、「救命講習用の資機材は長い間使用しているが、整備計画に入っているのか伺う」との質疑に対しまして、「実際に、講習用の資機材の中には古いものがあるが、講習する上で操作方法が問題となることはなく、指導員がフォローしながら講習している。破損がひどい場合には予算計上する必要があると考えているが、救急振興財団から四、五年おきに寄贈していただいているので、整備計画には入れていない」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「社会教育費のジュニアリーダー育成事業委託料の内容と成果について伺う」との質疑に対しまして、「ジュニアリーダー育成事業は、令和3年度においては、小学生から社会人までのスタッフが一緒に目的に向かって活動し、講師や地域の方と交流するチャレンジ講座と、中学生を対象として、音楽、スポーツ、科学、工業などの学習テーマを設定し、より幅広い視野が持てるようにするためのドリーム講座の2本立てを実施する計画だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、ドリーム講座は中止となった。成果については、事業実施による活動を経た結果、参加者からは、自分自身の成長を実感している旨や積極的に行動できるようになったなどの意見や、今後、ボランティアや地域・社会活動に参加したいなど、意識の向上がうかがえる発言や意見もある。また、保護者からも、積極的な性格になった、自分の意思や意見を持てるようになった、地域のことが考えられるようになったなどの意見もあったように、一定の成果が出ていると考える」との答弁がございました。

次に、「社会教育費の放課後児童クラブ運営業務委託料の令和3年度の状況と委託による新しい取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「放課後児童クラブ運営業務を令和3年度から民間委託にして、変わった点、よくなった点としては、運営面で、継続的かつ迅速な人材の確保、運営体制が強化されている。また、利用者の面で、利用時間が、従来は18時までだったが、現在は18時30分まで延長している。そして、夏休み期間中のお昼のお弁当の斡旋など、利便性の向上、魅力的な教室の開催などと考えている。

具体的に、人材確保については、民間企業のネットワークで体制が整備されており、求人サイトなどを活用しながら、支援員の必要人数は十分に確保している。そして、運営体制については、受託者の株式会社明日葉は首都圏を中心に多くの実績があり、安定したサービスを受けることができおり、現在のところ問題はない。市教育委員会との連絡調整の面においても、広島駅近くの営業所にはエリアマネージャー、エリアリーダーなどが配置され、エリアリーダーは、ほぼ毎日大竹市の各児童クラブを巡回している。また、市との

連絡調整の窓口についてもエリアリーダーが担っており、随時報告、連絡を受けるなど、綿密に連携を取りながら児童クラブの運営に携わっている。

そして、お昼のお弁当の斡旋の件については、夏休み期間中には「おべんとね！っと」という弁当屋を紹介する仲介業者が入って、就業されている保護者の皆様の負担の軽減、利便性の向上が図られている。そのほか魅力的な教室については、民間ならではの特色のあるプログラムが導入されている。また、けん玉教室、キッズ映画館などを積極的に展開している。現在、市内の各児童クラブにおいては、これらを取り入れ好評を博しており、民間委託後の児童クラブについては、運営面や利用者の観点からも、また、活動の内容からも充実が図られていると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「ふるさと納税の返礼品について、新商品や新しい取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「大竹市の主要な返礼品として、市内企業が製造する材料を使用したゴルフ関連用品があり、ゴルフクラブについて新たなメーカーと交渉を続けたところ話がまとまり、取り扱うことになる予定である。また、今年度から、中小事業者に対して商品の開発・改良について補助する事業を開始している。この事業は、大竹市の魅力発信と地域活性化を図ることを目的としており、特に商品の開発についてはこの補助金を活用していただき、大竹市生まれ及びふるさと納税の返礼品になるような産品が生まれることを期待している」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑については、質疑はございませんでした。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、令和3年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

本3件では、「一般介護予防事業における新型コロナウイルス感染症の影響を伺う」との質疑に対しまして、「いきいき百歳体操は令和2年度が24団体、令和3年度が25団体と、コロナ禍ということもあり、新規の団体の立上げが難しい状況であった。今年度は9月末現在で5グループが追加された。次に、地域リハビリテーション活動支援事業は、新型コロナウイルスの流行のために、各グループにおいて活動を休止した期間も長く、開催数、延べ参加人数共に減少している。また、元気はつらつ教室については、令和3年度に96回の教室を開催する予定であったが、緊急事態宣言等での外出自粛や会場の使用制限があり、教室を中止していた期間があるため、委託料が前年度と比べて減少した」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、「給料と職員手当等で流用とあるが理由について伺う」との質疑に対しまして、「当初予算編成時以降の人事異動等に伴い

人件費の調整が必要となる場合には、流用で対応する場合がある」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計につきましては、質疑はございませんでした。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。

なお、今回の決算特別委員会でも、決算審査の過程で来年度予算に反映させるべきものがあれば、委員会として提案することが決定されました。

そのため、10月21日に委員会を開催し、提案に向けて協議いたしました。今回は提案しないことを決しております。

以上が、決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査になったと考えております。この場をお借りして皆さんの御協力に対して、お礼を申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

○14番（日域 究） 最初に、認第5号の一般会計です。

令和3年度大竹市一般会計決算の認定に反対の討論を申し上げます。

今年の9月、小方小学校と中学校の跡地で過去の不動産登記の手続の不備が公表され、売却が延期されました。この公表が今年の9月になった理由は不明ですが、隠蔽の限界だったのだろうと推測します。

では、どのぐらい問題なんでしょうか。先日担当課に尋ねました。所有権移転登記が済んでない土地があったとの報告があったけど、公図に載っている土地ですかと。すると回答は、載っていませんでした。じゃあ大竹市のいつものパターンですよね。大竹市の土地問題の闇はどこまで深いのでしょうか。

土地はその区画ごとに所有者や面積などを記載した登記簿があります。また、場所や形を表すための地図も必要です。登記簿と地図、この2つが正確であることが理想ですが、豊臣秀吉の太閤検地以来、なかなか理想どおりには行きません。

戦後、全国の不正確な土地管理を正確なものにしなければ国土の有効活用はできない、それができないと国の発展はないという明確な覚悟を持った国の大事業として、国土調査が始まりました。国土調査は、国家戦略として大きな予算を注ぎ込んで、今も進めている

現在進行形の事業です。そして、そこに組み込んだのが固定資産税とのリンクです。固定資産税は、法務局の公図に基づいて課税するという原則です。ここが重要なポイントです。

さて、国土調査を終えたらどうなるか。まずは、登記簿や地図が正確になります。それによって土地の売買や開発がしやすくなり、固定資産税も正確な課税ができるようになります。では、国土調査が済んでいるか否かは、どこで分かるのでしょうか。

法務局に用意されている土地の地図、いわゆる公図ですが、国土調査が済んだ場所では、地図の種類欄に地籍図と書いてあります。そうでないところは、旧土地台帳附属地図となっていますから、見分けられます。例えば廿日市市の旧廿日市町などは、国土調査が済んでいませんから、法務局で公図を取れば、そこには地図の種類として旧土地台帳附属地図と書いてあります。同じ廿日市市でも、旧大野町は国土調査が済んでいますから、地図の種類として地籍図と書いてあります。大野町の地籍図は極めて正確です。

旧廿日市町のような公図が不正確な地区は、利害関係者で相談し、合意ができれば法務局に申し立て、公図の訂正ができます。不正確なことが前提ですから、その修正をすることが日常になっております。

さて、次は、大竹市です。私の知る限り、大竹市は例外的な自治体です。国土調査が済んでいますから、大竹市の公図は地籍図です。でも、国土調査がずさんだったため、国土調査で逆に悪くなった面すらも感じます。もともとあった地番がどこかに消えてしまう例はたくさんあります。でも、大竹市が多くの国庫補助金をもらって国土調査をし、これが正確な地図ですと言って建設省に提出したわけですからね。間違いがあった場合に法務局に訂正を申請するのは、立場上きついだらうと思います。旧廿日市町の地図訂正であれば、間違っているのも当然です。その地図訂正と大竹市の地図訂正、理論的にも精神的負担からも、その違いは相当なものだと思います。

その結果なのか、訂正すべき公図の訂正が、大竹市ではされていません。しかも土地の買収時に境界立会するのは基本中の基本ですが、それをしたら地図訂正の登記が生じます。ですから土地開発公社でも、多くの土地でそれをせずに買収しています。根拠のない地積測量図を作って、法務局をごまかした例もあります。

次は、固定資産税の問題です。ずさんな国土調査で地図から消えた地番をどうするか。それまでは土地があったわけですから、土地はあるんでしょ。でも、最初に言ったように、地方税法を筆頭に国の定めた固定資産税の課税ルールでは、法務局の登記簿と地籍図に基づく課税です。しかも現地を確認できないと、土地には課税できません。そうなっています。

どんな形か、道路に面しているか否か、土地の形が分からなければ評価もできません。例えば50坪の土地が2つあったのに、国土調査で1つが消えて、公図上では100坪の土地が1つようになったとします。消えなかった側の土地は一見100坪ですが、登記簿面積の50坪でしか課税できません。消えた50坪は場所が不明なので課税できません。こんな場所が大竹市には多くあるようです。そんな場合、大竹市の市民税務課は消えた50坪が100坪の中にあることにして課税しています。これは違法です。根拠があるなら地籍図を訂正してから課税すべきなんです。大竹市は勝手に自前の課税図を作って課税しています。

そうではなくて、地方税法には、市長が地図訂正を申し出ることができる」と明記してありますが、それを避けての違法な課税が、延々と大竹市では行われています。

私が一般質問で課税図のことを取り上げたことがあります。すると市民税務課は、何と課税図を地籍図に、名前を変えました。しかもそこには、これは地方税法第380条3項に基づいて作ったものだと注釈が書いてありますが、それは法務局の地籍図と本来違ってはいけなくはなんでしょうが、当然違っています。おまけに、それに続けて権利などの法的根拠を有しない図面であるとも書いてありますが、法的根拠を持たないものが課税根拠なのでしょうか。下手な対応を重ねてどんどん深く迷路に入り込んでいるようです。

昭和30年代の大竹市による国土調査が現在の大竹市を苦しめています。法務局の公図を直さずに固定資産税を課税するのですから、法務局の公図はいつまでも訂正されません。大竹市の土地は二重帳簿状態です。したがって、土地開発ができない、公有地は売れない、課税は違法状態、職員は対応に大混乱です。私が課税上の不明地を決算特別委員会の資料として要求したことがあります。無理だといって断られました。

再度言います。地図が間違っているから困っているのではありません。地図を直さないから困っているんです。旧廿日市町が特段困っていないのは、間違っても訂正するから困らないのです。分かりますか。大竹市はずさんな国土調査をして、それを訂正せずに、国の制度を無視した対応を50年も行ってきた。そのツケが限界に来ているように感じます。地籍図を基に課税するのだといえば、市の課税図の名前を地籍図に変える対応があまりにも子供っぽいですよ。

課税は法務局の登記簿と地籍図に基づくべし、それに不都合があれば訂正できますよ、それが法治国家日本のルールです。いつになったらそのルールに従うのでしょうか。延々と間違った道を走ってきた先のその象徴が、小方小学校の売却大幅先送りなんではないかと感じます。これで市長の公約は、大変狂いましたよね。

市民生活部長と初代地籍担当部長は、固定資産税に関係した地籍問題の全容を公表し、解決策を市民に問うてほしいと思います。もう市役所の中の能力では解決できないような気がします。そこが方向転換の突破口かなと考えております。

以上が一般会計決算認定反対の理由ですが、1つだけ付け加えます。9月議会で陳情された県立大竹高校ですが、あの広大な敷地は法務局の公図に地番が載っていません。広島県教育委員会が乱暴な用地買収を行って、そのまま50年間放置しているのです。大竹高校の校長先生は御存じないかもしれませんが、ぜひ、広島県教育委員会の財産部門に県有財産の正しい管理をするようお願いしてほしいと思います。

以上で、認第5号の反対討論を終わります。

続きまして、認第11号令和3年度大竹市介護保険特別会計決算に反対の討論をいたします。

先週、大竹市地域介護課介護高齢者係が、65歳以上の高齢者に対してニーズ調査と称するアンケートを送りました。私がたまたまその対象となって調査票を受け取った立場なので、細かいことが分かりました。

この調査自体は本市の介護保険事業遂行のための大切なもので、A4サイズで15ページ

にわたる調査票ですが、それに記入後、それ自体を丸ごと返送する方式でした。しかし、回答者の個人名や住所等、個人を識別するものを記入する欄は一切なく、通常の注意力をもってしても、一見して匿名のアンケートと勘違いしても仕方がない様式に見えます。私も最初は、せめて年齢ぐらい書かせないとせっかくの情報が分析もできないだろうといぶかしく思ったくらいです。

しかし、よく見ると、調査票の表紙の隅っこに小さな字で番号が打ってあることに気づきました。さらに調べると、それは送られてきた封筒の宛名の横の番号とも一致するんです。つまり回答者自身は住所も名前も何も書かなくても、受け取る大竹市の側は回答書を見れば明確に個人を特定できるように仕組んであるということです。私ももう少しでだまされるところでした。これでは隠れたひもつき番号に気がつかない人は、匿名アンケートだと思って書くでしょうね。匿名ならと、つい書き過ぎたりもしかねません。少なくとも市民をだますようなことを、市がしてはいけません。

この介護保険のニーズ調査は全国で行われているのですが、調べてみると岩国市では大竹市のようなことはせず、住んでいる地域と性別と5歳刻みでの年齢を本人に書いてもらう予定だということでした。岩国市はまともだと思いますね。

今回の調査冊子の2ページ目には、大竹市個人情報保護条例に基づき管理いたしますとも書いてありますが、その条例の第6条に何と書いてあるか、健康福祉部長は御存じでしょうか。そこには、実施機関は個人情報を収集・保有または利用するときは、個人情報の利用の目的を明確にするとともに、その所掌する事務を遂行するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段によりこれを行わなければならないとあります。この情報収集は、どう見ても公正な手続による情報収集とは思えません。相手を勘違いさせた上で情報を集めてよいとは、どこにも書いてありません。

担当課には、法律や条例を解釈する能力が欠落しています。地域介護課では、先日民生委員の調査票紛失問題がありましたが、何か欠けているように感じます。さらに調べてみたら、実は厚労省の示した介護保険計画課の手引きに、大竹市のようなやり方が確かに示してありました。岩国市のやり方も示してありました。

厚労省の本省の担当者に聞いてみました。高齢者だから名前も書くことも大変な方がいるんですけども言っていました。確かにそうです。そのとおりだと思います。だから調査書に番号を書くこと自体は結構です。ただ、そのときには、ついでに住所も氏名も最初からプリントしたらどうでしょう。手引きには、標本名と調査票を一致させると書いています。標本名というのが要するに名簿のことだと思いますけれども、だから正確な情報が欲しいんですよね。そしたら正確な情報が欲しいんだ、これが介護保険を続けていく上で大事なんだ、そのことをやっぱりちゃんと明記して協力をお願いする、それが必要だと思います。

もっと言えば、この調査がちゃんとできるのであれば、民生委員が1軒1軒歩く必要もないかもしれないですね。その辺が非常に、全体的な整合性に欠けるように感じました。今後は十分気をつけてほしいと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算と、認第11号令和3年度大竹市介護保険特別会計決算を除く6件を、一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告はいずれも認定でございます。

本6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第5号令和3年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号令和3年度大竹市介護保険特別会計決算を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第20〔一括上程〕

議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第51号 大竹市学校給食費条例の制定について

議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第53号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について

議案第54号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第55号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第58号 広島県市町総合事務組合規約の変更について

議案第59号 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

議案第60号 指定金融機関の指定更新について

議案第64号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

議案第66号 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第10、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第20、議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る11件を、一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年12月1日、第6回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                           | 審査の結果 |
|--------|----------------------------------------------|-------|
| 議案第48号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について                  | 原案可決  |
| 議案第51号 | 大竹市学校給食費条例の制定について                            | 原案可決  |
| 議案第52号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                     | 原案可決  |
| 議案第53号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について                | 原案可決  |
| 議案第54号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について             | 原案可決  |
| 議案第55号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について          | 原案可決  |
| 議案第58号 | 広島県市町総合事務組合規約の変更について                         | 原案可決  |
| 議案第59号 | 大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について | 原案可決  |
| 議案第60号 | 指定金融機関の指定更新について                              | 原案可決  |
| 議案第64号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）                        | 原案可決  |
| 議案第66号 | 令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                 | 原案可決  |

令和4年12月5日

大竹市議会議員 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

[総務文教委員長 児玉朋也 登壇]

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、12月1日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案11件につきまして、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第51号大竹市学校給食費条例の制定についてでございますが、本件では、「学校給食費の公会計化に伴い、徴収システムの変更等があると思うが、保護者への説明について伺う」との質疑に対しまして、「公会計化に伴う保護者への説明については、学校給食費が令和5年度から公会計に移行することや、変更点等についてお知らせの手紙を作成し、学校を通じて配付する予定である。また、新入学児童の保護者には入学説明会でお知らせしたいと考えている。さらに、市のホームページにも公会計化について掲載をして市民にも周知したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「学校給食費を公会計化する場合の保護者のメリットについて伺う」との質疑に対しまして、「メリットは3つあると考える。1つ目は、学校給食費の口座引き落としは各学校が指定する金融機関に限られていたが、公会計化することで、市の指定する複数の金融機関から選択でき、保護者の利便性が向上する。2つ目は、予算・決算・監査等の法令に基づく学校給食費の管理・運営をすることで、保護者から納入していただく学校給食費の取り扱いが明確になり、透明性が高まることで公平性が確保される。3つ目は、現在の学校給食は、保護者から納付いただいた学校給食費で食材を購入しているので、公会計化することで市の予算に食材購入費を計上して食材を購入することができるため、計画に沿った安定的な献立を実施することができる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「派遣先の団体の名称を条例に明記している自治体もあるが、本市の状況について伺う」との質疑に対しまして、「派遣先の名称を条例に明記するか、規則に委任するかについては、最終的に各自治体の判断になる。県内の市では、条例に派遣先の名称を明記しているところが2市、規則に委任しているところが11市である。県内の市のほとんどが規則に委任しており、大竹市も同様に規定しようとするものである。派遣先の法人の範囲は、法及び条例において一定の縛りがある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。



続きまして、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第55号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての4件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本4件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号広島県市町総合事務組合理約の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第59号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてでございますが、本件では、「行政不服審査会事務については、この規約により広島県に委託しているが、当該規約の必要な改正を行うとあるが改正の内容について何う」との質疑に対しまして、「広島県に委託している事務についての変更はない。この規約で定められている委託業務の範囲から大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例に基づく処分に係る事務は除かれているが、個人情報保護に関する法律の改正により、個人情報保護条例と規定している部分を個人情報保護に関する法律に改めるものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第60号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）、及び議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「繰越明許費の補正について、8款土木費の、小方地区のまちづくり事業1,000万円の内容について何う」との質疑に対しまして、「JRと大竹市で小方新駅の設置の検討に必要となる資料の作成のため、1,000万円の繰り越しを行う。

具体的には、1つ目に、地域住民や周辺企業への新駅利用の意向に係るアンケート。2つ目に、新駅周辺地で想定されている広場や関連機能等の平面配置案の作成。3つ目に、アンケートや平面配置案を基に算出する新駅利用者数の需要予測。4つ目に、新駅設置や線路横断構造などに係る概算費用の算出。5つ目に、新駅設置や関連整備に係る事業全体の概略工程案の作成を考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を一括採決いたします。

本11件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本11件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

それでは、換気のため、10分ほど休憩をいたします。再開は11時5分からといたします。

よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

10時54分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第29〔一括上程〕

議案第49号 大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について

議案第50号 大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について

議案第56号 大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第57号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第61号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第62号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

議案第63号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

議案第65号 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第21、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定についてから、日程第29、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）に至る9件を一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和4年12月1日、第6回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第49号 | 大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第50号 | 大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第56号 | 大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第57号 | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第61号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第62号 | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第63号 | 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第67号 | 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |

令和4年12月6日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究 登壇〕

○生活環境委員長（日域究） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案9件につきまして、12月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に、御報告申し上げます。

初めに、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定についてでござ

ざいますが、本件では、「この条例における管理範囲はどこか、また、どこが管理を行うのか伺う」との質疑に対しまして、「本条例の管理区域は、広場約1,700平方メートル、炊事棟とトイレ約500平方メートル、駐車場区域約700平方メートルの合計約2,900平方メートルである。また、建物の修繕等の維持管理は市で行い、交流館の清掃は川手自治会連合会に依頼している。多目的広場の除草等については川手自治会連合会に相談しているが、高齢化などの事情で難しいと伺っており、委託することも考えている」との答弁がございました。

また、「周辺のコウゾ畑や水辺の管理についても伺う」との質疑に対しまして、「隣接するコウゾ畑は本設置管理条例の範疇には入っていないが、整備後は教育委員会が受け持つ。市の伝統文化である手すき和紙の継承をしていただいている手すき和紙保存会に託し、有効的に活用していただくよう考えている。水辺の楽校については、市と地域で管理を行う」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「使用料の徴収対象となる小型船舶の把握状況を伺う」との質疑に対しまして、「プレジャーボートは79隻あり、そのうち75隻、率にして約95%を把握している。調査に当たっては小型船舶の登録番号等で調べているが、所有者が不明なものがあり、現在、くば漁協と一緒に、隣接して船を泊められている方に聞き取り等の調査を進めている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第57号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本件では、「占用料が値上がりしている理由及び、来年度の増収見込みを伺う」との質疑に対しまして、「このたび改正しようとする占用料は国や広島県の単価を準用している。国や県は地価水準及び地価に対する賃料の水準の動向を踏まえて、占用料の額を見直しており、占用料の上昇も土地の価格の上昇が起因しているものと考えている。また、来年度の占用料は96万円の増額を見込んでいる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「民間の管理会社のノウハウが、どのように活かされたと評価しているか伺う」との質疑に対しまして、「指定管理になったの成果としては、家賃等の使用料の収納徴収事務については、現年度分については99.8%から99.9%以上の安定して高い水準を維持している。また、過年度分においてもほとんどの方と分納誓約をし、継続的に納付して

もらうよう指定管理者から指導していることから、指定管理を開始した平成25年度から令和3年度末までの間に、未収納額が4,600万円であったものが約2,000万円となり、約55%削減できた。次に、住宅施設等の維持修繕業務については、営業時間外はコールセンターを設置して24時間受付でき、迅速な対応ができるようになっている。また、入居者のサービス面でも単身高齢者世帯の見守りや管理人タウンミーティングの実施、情報誌の発行といったことができている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第61号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第62号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「松ケ原こども館の指定管理者と事業運営者が別の団体である理由を伺う」との質疑に対しまして、「松ケ原こども館を指定管理した当初は、現在、運営管理を委託しているNPO法人子育てハッピーネットほのぼのんは法人格がない任意の団体であったため、指定管理者になる資格がなかった。そのため、松ケ原児童館の時代から関わっていただいていた松ケ原町自治会を指定管理者とした。

子育てハッピーネットほのぼのんは平成18年4月21日にNPO法人になったが、地の利がある地元の自治会に施設の管理を任せるほうが管理費が安く済むこと、また、運営内容に、田植えや稲刈り、自然観察など地元の協力を得ることが必要な事業があるため、両者が日頃から関わりながら松ケ原こども館の事業を続けていくことに大きな意義があると判断し、現在の状態を維持している」との答弁がございました。

また、「もし事故が起きたときの責任について取り決めはされているのか伺う」との質疑に対しまして、「現在は、リスク分担を明示した契約となっていない。今後はリスク区分表を作ることを検討したい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「給配水費修繕費を900万円増額する理由を伺う」との質疑に対しまして、「補正予算に計上した修繕費は、道路上の緊急漏水修繕工事に伴うものである。当初予算では、1カ月に2件、年間で25件程度漏水による修繕が発生するものと見込んでいたが、今年度は11月末時点で26件発生している。このため、3月末までに発生する緊急漏水事故の修繕対応のため予算の増額を必要とするものである。漏水事故の内容は、水道管本

管のものと各家庭に引き込まれている給水管でほぼ同数。原因は全て経年劣化と考えられる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案9件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件を一括採決いたします。

本9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本9件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 令和4年陳情第2号 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第30、令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                     | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|-------------------------|-------|-------|
| 令和4年<br>陳情第2号 | 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情 | 不 採 択 | 4.9.7 |

令和4年12月5日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長(児玉朋也) それでは、9月7日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託いただきました陳情1件につきましては、12月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過等の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情でございます。

本件は、広島県立大竹高等学校同窓会長、清永恵三氏及び広島県立大竹高等学校PTA会長、林未央氏から提出された陳情で、その趣旨といたしましては、広島県立大竹高等学校は大竹市内唯一の県立高等学校であるが、学区制の廃止や少子化等の影響により、近年では定員割れが続いており、生徒数の確保が困難な状況である。今後も統廃合の対象にならないように、現在、次の3点に焦点化して魅力的な学校づくりの努力をしている。

1点目は、大竹市内の中学校の校長に聞き取りをして、本校の進学実績への不安の声が多数あったことから、進路実現の取り組みとして、生徒の実態に合った生徒が主体的に学ぶ授業づくりや、集中して勉強ができる自習室の設置や、校内塾「若竹塾」の創設などに取り組んでいる。

2点目は、情報発信への取り組みとして、ホームページのリニューアルと更新回数的大幅増や、校長便り「やればできる」の発行などに取り組んでいる。

3点目は、他校との差別化・魅力化の取り組みとして、県内公立高校初のボルダリング同好会を創設したり、生徒の国際感覚と異文化理解の醸成のため、平成26年度より本校の姉妹校であるハワイのカラヘオ高校に短期留学などを行ったりしている。

しかし、このような特色ある教育活動を次年度以降も継続していくためには資金が必要であり、その資金集めに大変苦心をしている。ついては、生徒たちの夢の実現と学校存続に向けた取り組みに御理解と御支援をお願いするために陳情する、というもので、陳情項目として、学校存続に向けた大竹高等学校の活性化・魅力化のために、校内塾、国際交流の教育支援、特色ある活動を継続するのに年間300万円支援することを求め、陳情をされたものでございます。

まず、令和4年9月9日の委員会におきまして、本件に関する現状等や考え方について執行部に伺ったところ、「県内の中山間地域や島嶼部にある高等学校が、生徒数の減少により複数の高等学校の存続が危惧されている状況であることは承知している。今回の陳情書には記載されていないが、県立高等学校の設置者である広島県教育委員会は、1学年1学級規模の高等学校について、在學生2年連続80人を満たさない場合を、統廃合の検討基準として示している。

陳情書の参考資料として、1学年1学級規模校に対する市町の支援状況として、8校の高等学校が記載されている。全校生徒数は、佐伯高等学校91人、大柿高等学校111人、加計高等学校107人、それ以降の高等学校は、どの高等学校も100人以下、または、80人を下回る高等学校のため、今後、県教育委員会の統廃合等の検討の対象となる可能性が高いと

考えられる。

一方、大竹高等学校の全生徒数は5月1日現在373人で、1学年4学級で、対象外の高等学校であり、県の検討基準の4.5倍の在学生在がいる。また、大竹高等学校の市在住の生徒の割合も約25%から30%と聞いている。つまり、4人に3人程度が市外在住者であるのに対し、参考資料の高等学校は市町外から通学する場合、地理的に寮生活等になる事情もあり、在学生の多くが住民であるなど、大竹高等学校とは状況も異なっている。

大竹高等学校はそもそも県立の高等学校であり、執行部としては、まずは設置者である広島県において、生徒獲得のために積極的に取り組んでいただくことが必要であると考え。このことは先般8月24日に開催された広島県市長会議において、広島県に対する要望事項、教育行政の充実・強化についての各市提出議題の1つとして取り上げられた。要望書には、過疎地域における県立高校の位置づけ、あり方について、市・町を含めて協議するとともに、県立高校設置者として、生徒獲得に積極的に努めることの文言が明記され、今後、県に提出する予定である。以上のことから、大竹高等学校の生徒のための校内塾の維持費用、講師料、管理料や姉妹校との交流、ハワイへの渡航費等に対して、市が市民の税金を使って財政支援を行うことが平等性や公平性の観点からも適切であるかなどについては、慎重に見極めていく必要があると考える」というものでした。

委員に質疑を求めたところ、「現在の大竹市から大竹高等学校への支援の状況について伺う」との質疑に対しまして、「現在、財政支援はしていない。しかし、大竹高等学校から依頼のある授業に職員を講師として派遣することや、インターン生徒の受け入れ、家庭科クラブの特産品の開発協力、小学生の夏休み体験教室の共同開催など、さまざまな取り組みについて連携協力をしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に取り扱い等について意見を求めたところ、委員から、「情報不足、勉強不足であり、可能であれば関係者に詳しい事情を聞く時間も必要なため、継続審査とすべき」という閉会中の継続審査の意見と、「陳情書を読み込めば今回の審議で判断ができるため、継続審査には反対」という閉会中の継続審査に反対の意見が出され、意見を終結し、採決の結果、継続審査とすべきものと決しております。

続いて、令和4年11月25日に陳情者より、全議員を対象に陳情について説明をしたいとの申し出があり、勉強会を開催いたしました。そして、委員会での2回目となる今回の審査におきまして、前回での審査を踏まえ、新たな情報提供等を執行部に確認したところ、新たな情報提供等はありませんでした。

委員に質疑を求めたところ、質疑はなく、取り扱い等について意見を求めたところ、意見もありませんでした。

意見を終結し、討論に入ったところ不採択の立場で1名、採択の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、不採択の立場では、「大竹高等学校の市内在住の生徒は全体の4分の1であり、公平感を担保できない。また、大竹市が設置している学校ではない。学校が本当に存続の危機であるのなら、同窓会が一致結束して募金や寄附活動に励むべきと考えるため、不採択とすべきである」との討論がございました。



次に、採択の立場で、「大竹市の人口でも子供が減っていく中で高等学校がなくなるのは、まちづくりにとってもよくないと考える。何かの形で行政が協力する必要があるため、採択すべきである」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました陳情1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告を受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたしますが、念のため御説明いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。ここでは陳情第2号を採択すべきかどうかを諮ることになります。

採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず本件を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第31～日程第32〔一括上程〕

令和4年陳情第3号 小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情

令和4年陳情第4号 公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第31、令和4年陳情第3号小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情及び日程第32、令和4年陳情第4号公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|---------------------------------------|-------|--------|
| 令和4年 陳情第3号 | 小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の 早期改善を求める陳情 | 採 択 | 4.12.1 |
| 令和4年 陳情第4号 | 公共の場所に於けるボランティア清掃活動 のいっそうの支援を求める陳情 | 不 採 択 | 4.12.1 |

令和4年12月6日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長（日域究） それでは、12月1日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情2件につきまして、12月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

初めに、令和4年陳情第3号小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情でございます。

本件は、大竹市新町2丁目3番5号、木下正紀氏ほか4名から提出された陳情で、その趣旨といたしましては、現在、地球温暖化が叫ばれ、自然災害は多発化・激甚化が進行している。小瀬川における災害については、過去にも、ルース台風をはじめとし、広島県側では多くの洪水被害が生じている。近年、気候変動の中、流域の地域住民は小瀬川からの洪水・高潮・津波被害への関心が高まり、防災への地域住民の意識が高まっているところである。自治会が小瀬川の堤防の状況を現地調査したところ、大竹市側の堤防の整備が不足している部分が数多くあった。現状の堤防では、小瀬川左岸に生活している大竹市側流域の地域住民は、洪水・高潮・津波等の被害が襲来してくるのではないかと不安が高まるばかりである。市民の安心・安全を図るため、大竹市側地域住民の生命・財産・生活を守る堤防整備を求める、というもので、陳情項目は、小瀬川堤防大竹市側（中市堰から栄橋）堤防の早期改善を求めること、でございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「小瀬川整備の要望活動は、小瀬川沿いの自治体である廿日市市、岩国市、和木町と小瀬川総合整備促進協議会を組織し、大竹市長が会長として大竹市議会とともに毎年度国土交通省太田川河川事務所及び国会議員に対しての要望活動を行っている。毎年度要望の中では本陳情項目にある、中市堰から栄橋までを含む小瀬川河口部の護岸の未改修区間の改修、地震発生に備えた堤防の耐震性向上に向けた対策を要望している。これらの要望活動は今後も引き続き取り組むこととしている。また、今年度の事業概要として比作地区で用地買収を推進しており、部分的な護岸整備改良として、大竹側の大和橋上流約300メートル区間の工事を12月から着手する旨、国から伺っている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「耐震工事やJR山陽本線の前後の本堤の改築等の整備計

画について伺う」との質疑に対し、「小瀬川水系河川整備計画では、100億円を超える予算で30年間で整備をするとなっている。その計画の中でJR部分や、全体の耐震化を進めていく予定となっている。現在は、1秒間に800トン流せるだけの断面を造る計画である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

意見を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

次に、令和4年陳情第4号公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情でございます。

本件は、大竹市小方2丁目10番12号、豊川和也氏から提出された陳情で、その趣旨といたしましては、大竹市では年に数回一斉清掃があり、地域の方々が朝早くから活動されている。また、公共の場所に雑草が生えたり、公園にごみなどが落ちている場合もあり、その際は、地域の方々が自主的に除草、清掃作業をされている。大竹市には公共の場所を清掃する際に個人でも団体でも申請すればごみ袋が支給され、ごみ収集車が無料で引き取ってくれる制度があるが、自治会からの申請が主で個人の方の申請は少ない状況であると聞いている。そこで、ごみ袋に名前を付けて、ごみ拾い tong やベスト、また、のぼり旗等の清掃用具の貸し出し、それに加え、この制度の活動内容、事後報告等を定期的に市広報やSNS発信をすると、清掃活動が活気づくとも考える、というもので、陳情項目は、1、公共の場所にて清掃する際の申請した際に無料でもらえるごみ袋に大竹市民の公募によるネームをつけること。2、清掃用具（ごみ拾い tong ・ベスト・のぼり旗）を貸し付けてもらうこと。3、定期的にごみ袋ネーム公募、活動内容、事後報告等の市広報、SNS発信のこと。この3項目を求めて陳情されたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「大竹市では、平成26年度から9月の第4日曜日を市内一斉清掃日として設定し、各自治会それぞれの個別の計画のもとに、大竹クリーンキャンペーンを実施している。このキャンペーンの目的は、一斉清掃日に各自治会の清掃活動を行うことで、きれいで住みよい生活環境づくりとコミュニティづくりの推進に寄与することである。公衆衛生推進協議会が各自治会長宛てに送付する申請書を市土木課に提出していただければ、ごみ袋を配布している。

陳情項目の1点目、公共の場所を清掃する際に無料でもらえるごみ袋に大竹市民の公募によるネームをつけることについては、クリーンキャンペーンなどでは主に透明なビニール袋や土のう袋を使用しているが、専用のビニール袋を使用すると新たに経費が生じることになり、費用対効果の面から困難であると考えている。2点目の清掃用具等の貸し付けについては、清掃用具やその他の道具については自治会等で用意していただいている。公衆衛生推進協議会では、実施計画に基づき、参加自治会の世帯数に応じて清掃活動費を助成させていただいている。そのため、清掃用具など貸し出しについては考えていない。3点目の情報発信に関して、クリーンキャンペーンについては、例年広報おたけ9月号と

市ホームページに掲載している。SNSは現在利用していないが、昨今さまざまな活動をお知らせするツールとして活用されていることから、活動内容の告知などの掲載は可能ではないかと考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「クリーンキャンペーン以外でボランティアグループなどが草刈り等行う場合の制度について伺う」との質疑に対し、「地区清掃という形で、自治会やシニアクラブや個人がボランティアとして、土木課が管理する道路、河川、水路等の清掃をしていただく場合がある。その際には、ビニール袋、土のう袋に加え草刈り機や草刈り機の刃、その他燃料等を貸し出している。ボランティアという形で協力していただいているので、市としてもできる範囲での対応をさせていただいている。今年度は11月の下旬までに約140件の申請があり、そのうち個人からの申請は14件あった。この制度に関して、市ホームページや自治会のハンドブックという形で自治会の方にも配布している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

意見を終結し、討論に入り、不採択の立場で1名の委員から討論がありました。

その意見は、「陳情項目の3番目の広報活動に関し、SNSでの発信は今後の課題として取り組むべきものであると思うが、この陳情そのものに関しては不採択とすべきである」というものでございました。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情2件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

5番、小中真樹雄議員。

○5番（小中真樹雄） 私は、令和4年陳情第3号小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情の採択に賛成の立場から討論させていただきます。

近年、地球温暖化による集中豪雨の増加や近い将来予測される大地震による洪水、高潮、津波被害等への備えが喫緊の課題となっています。

小瀬川堤防の大竹市側の整備強化は、市民の安心・安全を守るためにも不可欠と考えます。災害はいつやってくるかわかりません。市としても河川管理者である国土交通省へ早期整備を継続的に訴えていくことが最重要であるとして、令和4年陳情第3号小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情の採択に賛成します。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 続いて、4番、原田孝徳議員。

○4番（原田孝徳） 私は、令和4年陳情第4号公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情について、意見を付して不採択に賛成の討論をさせていただきます。

本陳情に関して、陳情項目の1と2については、本市でもクリーンキャンペーンなど同様の内容のものを実施をしているということではありますが、先ほどの委員長報告の中にもありましたように、3のSNSの発信については、特に個人の清掃用具の貸与などでは、これからSNSにおいて情報発信をし、広く伝えていく必要性があると感じることから、この意見を付して不採択に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和4年陳情第3号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件の委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

続いて、令和4年陳情第4号を採決いたしますが、念のため御説明をいたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。ここでは陳情4号を採択すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず本件を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（賀屋幸治） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第33 議案第68号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（賀屋幸治） 日程第33、議案第68号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第68号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の令和4年度第2次補正予算に計上された出産・子育て応援

交付金を財源として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境づくりや、経済的支援を行うための事業を計上するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1,813万3,000円を追加し、予算総額を168億3,415万9,000円にするものでございます。

補正予算の内容といたしましては、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象に、妊娠届出時に5万円、出産届出時に5万円の出産・子育て応援給付金を給付する経費のほか、出産・育児に関する相談支援に必要な経費を合わせて1,813万3,000円計上し、歳入として、出産・子育て応援国県交付金1,511万円、財政調整基金繰入金302万3,000円を計上するものでございます。

以上、議案第68号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

この際御通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため、総務文教委員会を開催し、その終了後、議員全員協議会を開催いたします。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。総務文教委員会は13時からといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時48分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第68号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第68号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、議案第68号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和4年12月15日、第6回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第68号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号） | 原案可決 |

令和4年12月15日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也 登壇〕

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほど休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

議案第68号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、本件では、「今回の補正予算に計上した出産・子育て応援事業の対象人数について伺う。また、双子を出産した場合の支援額について伺う」との質疑に対しまして、「対象人数については、試算になるが、令和4年4月1日以降から制度開始前までに出産した方が対象の妊娠子育て応援給付金の10万円が132名、現在、妊娠中の方やこれから妊娠届を出される方が対象の妊娠応援給付金の5万円が96名、合計228名を想定している。また、双子を出産した場合は、妊娠応援給付金は1人分の5万円、出産後の子育て応援給付金は2人分の10万円となり、合計15万円となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
ただいま議題となっております本件を採決いたします。
本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

#### 日程第34 議員派遣について

○議長（賀屋幸治） 日程第34、議員派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、議員派遣については配付いたしましたとおり派遣することに決しました。  
この際、お諮りいたします。  
ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。  
お諮りします。  
本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。  
これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。  
よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。  
定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。  
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会の閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。  
このたびの定例会では、議員の皆様には御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重



に御審議いただき、いずれの案件につきましても原案のとおり議決あるいは認定を賜りましたことに、心より御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、しっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期を迎えますが、議員の皆様におかれましてはどうか健康には十分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて、本日の会議を閉じ、第6回大竹市議会定例会を閉会いたします。

15時06分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月15日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 小田上 尚典

大竹市議会議員 北地 範久